

アオモリ・ワーケーション体験モニター事業

自家用車等利用の際の費用助成に関する規程

東青地域移住・交流サポート協議会(以下「協議会」という。)制定のアオモリ・ワーケーション体験モニター事業(以下「モニター事業」という。)実施要綱第7(1)①に規定する自家用車等利用の場合の移動経費助成額について以下のとおり定める。

費用負担

交通費助成等

協議会は、予算の範囲内で、参加者が居住地と青森市間の移動に要した経費のうち、自家用車等利用の場合の経費負担として、その全部または一部を参加者に助成するものとする。

《対象経費》

[燃料費] 居住地と青森市間の往復移動に使用するため参加者が支払ったガソリン・軽油等の燃料代で、領収証のあるもの。

[高速道路・有料道路利用料金]

モニター事業参加のための移動日当日に、居住地と青森市間の往復移動のために参加者が支払った高速道路または有料道路の利用料金で、領収証のあるもの。

《助成額》

上記、燃料費と高速道路・有料道路利用料金の合算額とする。ただし、参加者1人あたり1万円、1組あたり4万円を上限とする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和7年3月31日をもって廃止する。